

押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(幸手市職員の服務宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 幸手市職員の服務宣誓に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「なつた」を「なった」に改め、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に、「行つて」を「行って」に改める。

別記様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削る。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「なつた」を「なった」に改め、「教育委員会又は教育委員会の定める上級の公務員の面前で」を削り、「に署名」を「を幸手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出」に、「行つて」を「行って」に改める。

別記様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削る。

(幸手市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 幸手市固定資産評価審査委員会条例（昭和56年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第8条第8項中「記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第9条第2項中「記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこ

れに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

(幸手市認可地縁団体印鑑条例の一部改正)

第4条 幸手市認可地縁団体印鑑条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影」を削る。

第6条第2項中「個人印鑑を押印した」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

(幸手市市営住宅管理条例の一部改正)

第5条 幸手市市営住宅管理条例（平成9年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「が連署した」を「を記載した」に改め、同号ただし書を削る。

第16条第3項中「が連署した」を「を記載した」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

市民等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、条例において求めている押印及び署名の見直しをしたいので、この案を提出するものである。